

石綿くんで作れる報告書一覧 (レベル3建材における作成書類)

2026/5/18
(株)本庄分析センター

※石綿の有無によって必要な報告書が異なります

2020年法改正で追加された箇所 ■(石綿則)6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金 ◆(大防法)30万円以下の罰金

石綿の有無	作成書類	義務業者	保管期間	備考・罰則■◆
あり なし	①事前調査結果報告書	元請業者 下請業者	3年間	◆ 石綿の有無に関わらず事前調査実施後、工事着工前に作成・保存 ■◆ 【 掲示期間 】 工事開始～工事終了まで 現場へ備え付け
あり なし	②事前調査結果説明書	元請業者	3年間	◆ 石綿の有無に関わらず事前調査実施後、事前調査結果を発注者へ書面にて交付し説明・保存
あり なし	★Gビズ申請 →対象の場合申請	元請業者		◆ 申請対象 【建築物】 解体 = 80㎡以上 【工作物】 = 100万円以上 改造or補修 = 100万円以上 【船舶】 = 総トン数20トン以上
あり	③作業計画書 →石綿ありorみなしありの場合	元請業者		■ 石綿あり or みなしあり で工事を行う場合に作業の方法等について予め作業計画を策定する 工事現場へ備え付け、手順等の見直しがあれば適時修正
あり	④作業方法説明書 →石綿の除去等作業が 下請業者の場合	元請業者		■ 元請業者が下請業者に向けて石綿の除去等の方法を説明 ※下請業者が更に二次下請業者に請負させる場合は下請業者より二次下請業者へ説明
あり なし	⑤看板 (A3サイズ以上) 掲示期間 工事開始～工事終了まで ★周辺住民/従業員の 目に入る場所へ掲示	元請業者 下請業者		■ 【 その他の掲示物 (サイズ指定なし) 】 ・立ち入り禁止 ・禁煙・飲食禁止 ・石綿作業主任者名 ・石綿取扱現場の周知 ・石綿の人体への影響 ■◆ 【 掲示期間 】 工事開始～工事終了まで ★石綿を扱う作業場で従業員の目に入る場所へ掲示
あり	⑥作業記録 (1) 特定粉じん排出等作業の 実施状況に関する作業記録 (2) 作業従事者名簿 (3) 作業写真	元請業者 下請業者	3年間 40年間 3年間	(1) → 元請業者が作成・保管 間接罰の対象 ■◆ 【 以下、石綿取扱作業を請負う事業者が作成・保管 】 (2) 該当作業従事者が石綿作業に従事しなくなってから40年間保存 (3) 作業計画による写真を含む作業記録
あり	⑦作業完了報告書	元請業者	3年間	■◆ 特定粉じん排出等作業が完了した時点で、 間接罰の対象 作業実施状況や完了報告を発注者へ書面交付して説明